



# 鳥取県公報

平成31年 4 月22日 (月)  
号外第 4 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県行政組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (33) (人事企画課) . . . . . 3
-------	--

## ==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県行政組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

県の適正な業務の執行等の確保に関する施策を推進するための体制を整備する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

総務部に業務適正化推進本部事務局長、業務適正化推進幹及び業務適正化監察幹を置く。

(2) 職員の職の設置に関する規則の一部改正

職員の職について、業務適正化推進本部事務局長、業務適正化推進幹及び業務適正化監察幹を加える。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 関係する規則について、所要の改正を行う。

# 規 則

鳥取県行政組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第33号

鳥取県行政組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～13 略</p> <p>14 <u>業務適正化推進本部事務局長を総務部に置き、業務適正化推進本部の庶務をつかさどる。</u></p> <p>15 <u>業務適正化推進幹を総務部に置き、県の適正な業務の執行等の確保に関する施策(運用状況等の評価に関する施策を除く。)の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>16 <u>業務適正化監察幹を総務部に置き、県の適正な業務の執行等の確保に関する施策(運用状況等の評価に関する施策に限る。)の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>17 略</p> <p>18 略</p> <p>19 略</p> <p>20 略</p> <p>21 略</p>	<p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～13 略</p> <p>14 略</p> <p>15 略</p> <p>16 略</p> <p>17 略</p> <p>18 略</p>

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の職の設置に関する規則(昭和39年鳥取県規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>統轄監、第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務総長、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、大山開山1300年祭鳥取県本部長、第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務局長、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化振興監、スポーツ振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦</p>	<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>統轄監、第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務総長、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、大山開山1300年祭鳥取県本部長、第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務局長、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化振興監、スポーツ振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦</p>

略監、農業振興戦略監、大山開山1300年祭鳥取県副本部長、大山開山1300年祭鳥取県本部事務局長、業務適正化推進本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、中部復興支援幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用

略監、農業振興戦略監、大山開山1300年祭鳥取県副本部長、大山開山1300年祭鳥取県本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、中部復興支援幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視

<p>品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監視員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監視員、河川監視員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>	<p>員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監視員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監視員、河川監視員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)
- 2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。)第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第9項の規定により置かれる次長、同条第11項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第12項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第13項の規定により置かれる原子力安全対策監、<u>同条第17項</u>の規定により置かれる文化振興監、<u>同条第18項</u>の規定により置かれるスポーツ振興監並びに<u>同条第21項</u>の規定により置かれる経済産業振興監 (2)～(5) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。)第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第9項の規定により置かれる次長、同条第11項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第12項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第13項の規定により置かれる原子力安全対策監、<u>同条第14項</u>の規定により置かれる文化振興監、<u>同条第15項</u>の規定により置かれるスポーツ振興監並びに<u>同条第18項</u>の規定により置かれる経済産業振興監 (2)～(5) 略</p>